

公開買付説明書の訂正事項分 (5回目)

2021年6月

株式会社シティインデックスイレブンス
(対象者：日本アジアグループ株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社シティインデックスイレブンス
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【電話番号】	03-3486-5757
【事務連絡者氏名】	代表取締役 福島 啓修
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社シティインデックスイレブンス (東京都渋谷区東三丁目22番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社シティインデックスイレブンスをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日本アジアグループ株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2021年4月27日付で提出した公開買付届出書(2021年4月28日付、同年5月11日付、同年6月2日付及び同年6月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、①対象者が2021年6月18日に「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」と題するプレスリリースを公表したこと及び対象者が同日に意見表明報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」への追記が必要となり、②2021年6月29日に公開買付期間を2021年7月15日(木曜日)(54営業日)まで延長することを決定したことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

(v)本公開買付け開始後における対象者との協議

<中略>

対象者が2021年6月11日に公表した「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況及び当社の株主還元に係る施策の検討状況に関するお知らせ」(以下「6月11日付対象者株主還元策検討状況プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、公開買付者の上記回答の内容及び趣旨について慎重に検討し、対象者特別委員会による答申を踏まえ、本公開買付けに対する意見を決定し、表明する予定とのことです。

なお、前記協議期間の最終日である2021年6月11日の翌日である同月12日から同月15日付の公開買付届出書の訂正届出書提出時点まで、公開買付者は、対象者との協議を行っておりません。

また、本公開買付期間を2021年6月2日付の公開買付届出書の訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日である2021年6月16日(水曜日)まで延長し、本公開買付期間を合計33営業日としておりましたが、上述の通り、対象者と協議を再開したこと、対象者からの要望を踏まえて本公開買付価格を引き上げること、及び、対象者が6月11日付対象者株主還元策検討状況プレスリリースを公表したことにより改めて公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、本公開買付期間を2021年6月15日付の公開買付届出書の訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日である2021年6月29日(火曜日)まで延長し、本公開買付期間を合計42営業日とすることといたしました。なお、かかる本公開買付期間の延長は、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合、法令上、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされていることによるものです。

(訂正後)

<前略>

(v)本公開買付け開始後における対象者との協議

<中略>

対象者が2021年6月11日に公表した「当社の子会社株式の売却プロセスの進捗状況及び当社の株主還元に係る施策の検討状況に関するお知らせ」(以下「6月11日付対象者株主還元策検討状況プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、公開買付者の上記回答の内容及び趣旨について慎重に検討し、対象者特別委員会による答申を踏まえ、本公開買付けに対する意見を決定し、表明する予定とのことです。

なお、前記協議期間の最終日である2021年6月11日の翌日である同月12日から同月15日付の公開買付届出書の訂正届出書提出時点まで、公開買付者は、対象者との協議を行っておりません。

その後、対象者が2021年6月18日に公表した「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」と題するプレスリリース及び対象者が同日に関東財務局長に提出した意見表明報告書の訂正報告書によれば、対象者は、2021年6月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、本公開買付期間を2021年6月2日付の公開買付届出書の訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日である2021年6月16日(水曜日)まで延長し、本公開買付期間を合計33営業日としておりましたが、上述の通り、対象者と協議を再開したこと、対象者からの要望を踏まえて本公開買付価格を引き上げること、及び、対象者が6月11日付対象者株主還元策検討状況プレスリリースを公表したことにより改めて公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、本公開買付期間を2021年6月15日付の公開買付届出書の訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日である2021年6月29日(火曜日)まで延長し、本公開買付期間を合計42営業日としておりました。なお、かかる本公開買付期間の延長は、公開買付届出書の訂正届出書を提出した場合、法令上、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされていることによるものでした。

公開買付者は、2021年6月29日付の公開買付届出書の訂正届出書を提出することに伴い、本公開買付期間を同訂正届出書提出日から起算して10営業日を経過した日まで延長する必要があるところ、対象者が2021年5月31日に公表した「2021年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」によれば、対象者は2021年6月30日に第34期有価証券報告書を提出することを予定しており、当該有価証券報告書の提出は公開買付届出書の訂正届出書の提出事由にあたることから、公開買付者は2021年7月1日に公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、法令上、公開買付期間の末日は当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされている点により、予め10営業日経過後の2021年7月15日まで本公開買付期間を延長する必要があると考え、2021年6月29日、本公開買付期間を2021年7月15日(木曜日)まで延長し、本公開買付期間を合計54営業日とすることといたしました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2021年4月27日(火曜日)から2021年 <u>6</u> 月 <u>29</u> 日(火曜日)まで(<u>42</u> 営業日)
公告日	2021年4月27日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2021年4月27日(火曜日)から2021年 <u>7</u> 月 <u>15</u> 日(木曜日)まで(<u>54</u> 営業日)
公告日	2021年4月27日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2021年7月6日(火曜日)

(訂正後)

2021年7月26日(月曜日)

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第32期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月25日 関東財務局長に提出

事業年度 第33期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月25日 関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第32期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月25日 関東財務局長に提出

事業年度 第33期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月25日 関東財務局長に提出

事業年度 第34期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

2021年6月30日 関東財務局長に提出予定

Ⅱ 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2021年6月29日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。